

<そこそこ頑張る条例改正案>

現在の条例	東田からの改正案（分けずに追記、主語を見直す案）
第4章 町内会及び町民活動団体 （町内会及び町民活動団体の定義） 第15条 町内会とは、居住する地域の地縁による団体をいいます。 2 町民活動団体とは、主体性をもって組織し、社会貢献活動により公益の増進に寄与する団体をいいます。	第4章 町内会及び町民活動団体 （町内会及び町民活動団体の定義） 第15条 町内会とは、地域の総意を代表する組織として、また地域コミュニティ組織として、町民主体の自治の実現に向けて基本的な単位であり、居住する地域の共助の基盤である団体をいいます。 2 町民活動団体とは、町民が主体性をもって組織し、自由な社会貢献活動により公益の増進に寄与する団体をいいます。
（町内会及び町民活動団体の役割） 第16条 町内会及び町民活動団体は、地域社会において自ら考え、行動し、活動の充実に取り組みます。 2 町内会及び町民活動団体は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境をつくります。 3 町内会及び町民活動団体は、地域の課題解決のため、相互の連携や行政との協働により、活動の充実を図ります。 4 町内会及び町民活動団体は、地域社会における課題解決のために、行政に対し、協議提案をすることができます。	（町内会及び町民活動団体の役割） 第16条 町内会及び町民活動団体は、地域社会において自ら考え、行動し、活動の充実に取り組みます。 2 町内会は、居住する地域の町民が、そこに暮らす町民全体または町内会会員に対して、暮らしに密着した課題解決のため、それぞれの会則等に沿って、目的を達成する活動を行い、町民の暮らしと自治を支えます。 3 町民活動団体は、町民自らが自由な社会貢献活動が発展する社会を目指し、社会をつくりあげていくよう行動します。 4 町内会及び町民活動団体は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境をつくります。 5 町内会及び町民活動団体は、地域の課題解決のため、相互の連携や行政との協働により、活動の充実を図ります。 6 町内会及び町民活動団体は、地域社会における課題解決のために、行政に対し、協議提案をすることができます。
（町内会及び町民活動団体にかかわる町民の役割） 第17条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、町内会及び町民活動団体を組織します。 2 町民は、地域社会の担い手である町内会及び町民活動団体の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てます。	（町内会及び町民活動団体にかかわる町民の役割） 第17条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、町内会及び町民活動団体を組織します。 2 町民は、町民主体の自治の実現に向けて基本的な単位であり、居住する地域の共助の基盤である町内会と、自由な社会貢献活動を行い、公益の増進に寄与する町民活動団体の、それぞれの重要性を認識し、その

	活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てます。
(町内会及び町民活動団体にかかわる議会の役割) 第18条 議会は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図ります。	(町内会及び町民活動団体にかかわる議会の役割) 第18条 議会は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図ります。 2 議会は、町内会の加入促進等への協力連携を図ります。
(町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割) 第19条 行政は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、支援します。	(町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割) 第19条 行政は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、支援します。 2 行政は、町内会の加入促進への協力連携と合わせ、時代のニーズに即した行政と町内会における連携を図ります。